

大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会専門部会内規

令和3年2月22日制定

令和3年内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教養教育委員会内規（令和3年内規第3号）第9条第2項の規定により、主題科目専門部会、スポーツ科学専門部会、外国語科目専門部会、数理データサイエンス専門部会及び初年次教育専門部会（以下「各専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 主題科目専門部会は、教養教育科目における科目区分、主題、分野等に関し、企画及び運営のための検討及び調整を行う。

2 スポーツ科学専門部会、外国語科目専門部会、数理データサイエンス専門部会及び初年次教育専門部会は、教養教育における当該専門部会に関係する科目に関し、企画及び運営のための検討及び調整を行う。

(各専門部会の構成)

第3条 各専門部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 主題科目専門部会

- ア 各学部の教員 各1人
- イ 国際教育推進センターの教員 若干人
- ウ 基盤教育センター教養教育委員会の委員 若干人

(2) スポーツ科学専門部会

- ア スポーツ科学専門部会に関係する科目の担当教員
- イ 基盤教育センター教養教育委員会の教員 若干人

(3) 外国語科目専門部会

- ア 外国語科目専門部会に関係する科目の担当教員
- イ 基盤教育センター教養教育委員会の委員 若干人

(4) 数理データサイエンス専門部会

- ア 数理データサイエンス専門部会に関係する科目の担当教員
- イ 基盤教育センター教養教育委員会の委員 若干人

(5) 初年次教育専門部会

- ア 初年次教育専門部会に関係する科目の担当教員
- イ 基盤教育センター教養教育委員会の委員 若干人

2 前項各号の構成員は、機構長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号ア、第3号ア、第4号ア及び第5号アの構成員以外の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 各専門部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。

2 部会長は、当該専門部会の業務を統括する。

3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

(事務)

第6条 各専門部会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、各専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第2号ア、第3号ア及び第4号アの構成員以外の構成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年教育マネジメント機構内規第3号）

- 1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第1号イ及び第5号イの構成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。